

改修項目および関連事項記載表（統合版）

項目番号：（４）	
改修の具体案（概要）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用券を発行せず指導を実施している場合、特定健診と特定保健指導を紐付ける情報がない。どの年度の健診に基づく特定保健指導かを明確化するため、保険者から国への報告時に、利用券整理番号を必須化し、利用券整理番号の先頭２桁で対象健診年度を識別する。 ・ 利用券を用いていない場合は、保険者等が埋めるべき番号を指定し、保健指導機関において設定して報告を求められることがある。 ・ 保険者において、国への報告時に利用券整理番号の振り直しを行ってもよい 	
補足：特定保健指導情報ファイルに記載する利用券整理番号	
<p>① 利用券を発行して特定保健指導を行う場合、現状の付番方法に則って発番された利用券整理番号を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度(西暦下2桁*1)＋種別(1桁*2)＋個人番号(8桁：自由に設定)の11桁 <p>② 利用券を発行せず特定保健指導を行う場合、下記の番号を利用券整理番号として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度(西暦下2桁*1)＋種別(1桁*2)＋固定コード(8桁：全て0)の11桁 ・ 指導機関→保険者の受け渡し時には、利用券情報が出現した場合、利用券の有効期限も必須となることから、利用券の有効期限には便宜上、年度(西暦4桁*1)0331を記載する。 <p>*1 特定保健指導の基になった特定健診の実施年度を記載する。</p> <p>*2 積極的支援の場合は「2」、動機づけ支援の場合は「3」を記載する。</p>	
返戻ルール（案）等に関する意見	
国への報告時において、利用券整理番号が出現していない。	
仕様解説書における変更事項（スキーマに関する記載も可）	
解説書名、頁、行番号	具体的な記載案等
特定保健指導情報ファイル仕様説明書	<p>3.2.3.4 受診券・利用券情報</p> <p>表 9-1 9 利用券情報</p> <p>国への報告では必須化されたこと</p> <p>利用券を用いなくても保険者から指定されることがあること</p> <p>指定時には設定して報告すること を明記</p>
特定保健指導情報ファイル（支払基金への実績報告用）仕様説明書	<p>3.2.3.4 受診券・利用券情報</p> <p>説明文</p> <p>利用券を発券しないで実施した場合でも記載すること を明記</p>

	<p>表 9-1 9 利用券情報</p> <p>出現が必須化されたことを記載、多重度を 1..1 に変更</p> <p>表 9-1 9.6.1 利用券整理番号</p> <p>付番ルールを追記</p>
手引きにおける変更事項	(各団体から出されている意見)
頁、行番号	具体的な記載案等
P30:3-2-2①	
	<p>支援期間・頻度</p> <p>～約 6 ヶ月となる。のあとに追記 「実績評価時点が翌年度の場合であっても、健診受診日の属する年度の特定保健指導となる。」</p>
P32:3-3-2①	
	<p>支援期間・頻度</p> <p>～約 6 ヶ月となる。のあとに追記 「実績評価時点が翌年度の場合であっても、健診受診日の属する年度の特定保健指導となる。」</p>
P32:脚注	
	<p>次年度実績として申請・カウントする。の後に追記「「ただし、健診受診日の属する年度の特定保健指導であり、次年度分の特定保にはならないことに注意。」</p>
	<p>年度管理を加筆。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」</p>
P101:6-4-1②	
	<p>追記</p> <p>集合契約以外においても平成 25 年度の健診結果にもとづく特定保健指導からは、利用券情報（(利用券整理番号、有効期限)を使用することによって健診受診日の属する年度の特定保健指導であることを明確にするが、利用券そのものの発券は必要としない。</p>
P101:6-4、脚注*1	
	<p>「個別契約でも必要に応じ～適宜発券すればよい。」の後に追記。</p> <p>⇒</p> <p>個別契約の特定保健指導において、健診受診日の属する年度の特定保健指導であることがわかるように、標準的な電子データファイルに利用情報（利用券整理番号、有効期限）を出現させる必要があるが、利用券そのものの発券は不要。</p>
	<p>※既に文言にて、発券の自由は記載されており、修正は必要ないと思われる。</p>

	「発券する必要はない」とすると、発券することができなくなる。
【協会けんぽ】	「個別契約でも必要に応じ～」⇒利用券番号を振り出すことと、実際に利用券を発券する必要はないことを明記する。
P102:図表 41	
	※受診券に内容である為、修正の必要はないと思われる。
	利用券番号の利用についての目的・趣旨を明記するとともに、発券しないことも明記。
P103:図表 42、②	
	(記載案削除) ※既に 101 頁にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
	利用券番号の利用についての目的・趣旨を明記するとともに、発券しないことも明記。
P104:6-4-4	
	(記載案削除) ※既に 101 頁にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
	利用券番号の利用についての目的・趣旨を明記するとともに、発券しないことも明記。
P106「利用券整理番号」欄	
	「利用券整理番号」欄 「年度(西暦下 2 桁)*1」とし、欄外に追記。 「*1 実績報告における利用券整理番号の年度(西暦下 2 桁)は、基づく健診受診日の年度とする。 なお、利用券を発行していない場合(保険者自身で特定保健指導を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定保健指導に関する記録を受領する場合等)は、上位 3 桁は上記ルールに基づき付番し、下部 8 桁については、所定の固定値(00000000)を埋めることとする。」 ※年度管理については、利用券整理番号の付番ルールの箇所に記載するべきと思われる。
P106:③、脚注*1	
【健保連】【中央会】	(記載案削除) ※既に 101 頁にて、明言している為、記載の必要はないと思われる
【協会けんぽ】	利用券番号の利用についての目的・趣旨を明記するとともに、発券しないことも明記。
P108:脚注*2	

	(記載案削除) ※既に 106 頁記載案にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
	年度管理を加筆。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」
P112:6-4-8①	
	<p>利用券番号の利用についての目的・趣旨を明記するとともに、自前実施や個別契約で必要のない場合は発券しないことも以下のように明記する。</p> <p>また、平成 25 年 4 月 1 日以降の健診結果に基づく特定保健指導の利用券の発券はしていないものの、年度管理のための利用券整理番号を使用するという管理は必須である。</p>
	※既に 101 頁にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
P119:7-1-3 ⑤新規追加	
	<p>特定保健指導における電子データ化の範囲</p> <p>⑤個別契約における年度管理のための利用券情報</p> <p>平成 25 年度以降の健診結果にもとづく個別契約分(医療保険者自身で実施する場合も含む)特定保健指導結果の電子データにおいて、利用券を発券しないで特定保健指導を行った場合は、利用券情報(利用券整理番号、有効期限)を使用して年度管理を行う。利用券整理番号は年度(西暦下 2 桁*1)+種別(1 桁*2)+固定コード(8 桁: 全て 0)の 11 桁</p> <p>実施指導機関→保険者の受け渡し時には、利用券情報が出現した場合、利用券の有効期限も必須となることから利用券の有効期限には便宜上、年度(西暦 4 桁*1)0331 を記載する。</p> <p>*1 特定保健指導の基になった特定健診の実施年度を記載する。</p> <p>*2 積極的支援の場合は「2」、動機づけ支援の場合は「3」を記載する。</p>
P128:7-2-6	
	※既に 106 頁記載案にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
	<p>「データ作成における注意事項」-「②指導結果」を追加し、以下を記載。</p> <p>「平成 25 年度以降の健診に基づく保健指導については、国から厳密な年度管理が求められているため、個別契約であっても保健指導結果データファイルに「利用券整理番号」が設定する必要が</p>

	ある。(利用券整理番号の付番ルールについては『保発 0328024号』の別表 5 参照)
P136:7-4-2	
	(記載案削除) ※既に 101 頁記載案にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
	利用券番号の利用についての目的・趣旨を明記するとともに、自前実施や個別契約で必要のない場合は発券しないことも明記する。 さらに、その番号の管理は必要であることも明記する。
政省令、通知等における変更事項 (各団体から指摘されている箇所)	
名称等、条項番号等	具体的な記載案等
特定健診・特定保健指導の円滑な実施のために関係者に対し周知を徹底すべき事項 関係者～周知第 2 の 2	2①に平成 25 年度以降受診の健診に基づく特定保健指導結果データファイルには個別契約であっても年度識別を行うための『利用券整理番号』が必須であるため、個別契約先の指導機関へ周知する旨を記載。 25 年度以降の健診結果にもとづく個別契約分(医療保険者自身で実施する場合も含む)特定保健指導結果の電子データにおいて、利用券を発券しないで特定保健指導を行った場合は利用券情報(利用券整理番号、有効期限)を使用して年度管理を行うこと。
省令第 157 号実施基準第 2 条	安衛法健診、その他の法令に基づく健診は特定健診年度の区切りと違うこともあるので、第 2 条を以下のように加筆訂正。 第二条 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)およびその他の法令に基づき次の項目について健康診断を受けた場合であつて、当該事実を保険者が確認した場合には、実施日を特定健康診査を実施した年度と同年度とし、法第 21 条第 1 項の規定により、当該保険者は～
保発第 0117001 号第 2 の 10	特定保健指導の年度管理を正しく行い記録の保存行う意図が伝わるようにする。
健発第 0328024 号 保発第 0328003 号	『特定保健指導データの電子的管理のためのファイル仕様』一『2 特定保健指導情報ファイル』の『利用券整理番号』の解説欄にある『保険者が記載した利用券の整理番号を記録』を『利用券に記載されている整理番号を記録。利用券が無い場合は、別途、国が定める整理番号を記録』に変更。(決済用情報ファイルも同様)
健発第 0328024 号	上記との整合性を合わせるために『特定健診データの電子的管理

保発第 0328003 号	のためのファイル仕様』－『2 特定健診情報ファイル』の『受診券整理番号』の解説欄にある『保険者が記載した受診券の整理番号を記録』を『受診券に記載されている整理番号を記録。受診券が無い場合は省略。』に変更。(決済用情報ファイルも同様)
健発第 0328024 号 保発第 0328003 号	7 頁目の別表 5 に利用券を発行しない場合 (個別契約) の整理番号を追加。
保発第 0710003 号 【健保連 案】	三 特定保健指導情報ファイル 4 利用券情報 (1)を、 『 利用券が発券されていない場合 (保険者自身で特定保健指導を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定保健指導に関する記録を受領する場合等) において、平成 25 年度以降の健診にもとづき特定保健指導を行った場合は年度管理のための利用券情報 (利用券整理番号、有効期限) が記載されているので、そのまま提出するか、あるいは保険者において利用券整理番号を振り直す。』 または、 利用券が発券されていない場合 (保険者自身で特定保健指導を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定保健指導に関する記録を受領する場合等) は、上位 3 桁は利用券番号の発番ルールに基づき付番すること。下部 8 ケタについては連番とせず、固定値をうめてもよい (0 0 0 0 0 0 0 0) を埋めることとする。 に変更。
保発第 0710003 号	26 頁目の別表 4 に利用券を発行しない場合 (個別契約) の利用券整理番号の記述方法を追加。
Q & A 等からの反映事項 (各団体から出されている意見)	
Q & A 区分、番号	具体的な反映すべき事項案等
1-③-17	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」
1-⑤-11	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」年 2 回受ける場合 (安衛法の定期健康診断は、深夜業務者は年 2 回実施している) は、そのどちらか選択。例えば、2 回目の健診結果は、その受診日によっては、特定保健指導の中間評価や 6 ヶ月後評価
1-⑥-15	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」
2-①-5,12,18	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導

	である。」
2-④-6,7	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」
5-①-27	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」
5-②-33	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」
6-④-3,6	年度管理を加筆する。「健診受診日の属する年度の特定保健指導である。」 利用券番号の利用についての目的・趣旨を明記するとともに、自前実施や個別契約で必要のない場合は発券しないことも明記。 さらに、その番号の管理は必要であることも明記。
6-④ 新規追加	Q「平成 25 年度以降の健診に基づく特定保健指導については、厳密な年度管理をするための対応が求められているということだが、保険者側として具体的にどのように対応すれば良いか？」 A「厳密な年度管理を行うために特定保健指導結果データファイルに個別契約であっても「利用券整理番号」を設定する必要がある。そのため、委託先の特定保健指導機関に対し、納品される特定保健指導結果データファイルに「利用券整理番号」を設定することを周知する。（『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き』の 7-2-6「データ作成における注意事項」の②を参照）」
6-④-3	※既に 106 頁記載案にて、明言している為、記載の必要はないと思われる。
	固定番号をふるファイルは国への実績報告ファイルのみであるため、Q&A等の記載に修正は必要がない。